平成２１年（フ）第１９８９９号
東京都品川区平塚１―19―６―301、住民票上の住所東京都品川区戸塚６丁目10―９―102
債務者　橋本　三男
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９０４号
神奈川県横浜市瀬谷区上瀬谷町４―12―103
債務者　岡部真由美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９０９号
東京都足立区舎人６丁目12―５―505
債務者　八町　秀一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９２１号
東京都葛飾区東新小岩４丁目10―10―203
債務者　阿部　孝夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９２５号
東京都三鷹市新川３丁目12―22―401
債務者　岡本　　良
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９３９号
東京都葛飾区堀切２丁目17―25
債務者　竹内　和美（旧姓三ッ俣）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９４０号
埼玉県比企郡小川町大字高谷2603―23
債務者　坂尻　武士
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９４７号
埼玉県八潮市大字南川崎295―１―308
債務者　川合　竜二
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９４８号
東京都稲城市東長沼1941　ハイツフラントⅡ―202
債務者　堀井　恒治
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９４９号
東京都北区浮間３丁目11―30―408
債務者　倉田千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９５０号
東京都武蔵野市境南町３丁目24―17
債務者　石川　純也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９５１号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目19―１　ファミーユ中山Ｃ101
債務者　鳥潟慎一郎
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９６８号
埼玉県本庄市今井465―１
債務者　小林　茂樹
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９６９号
東京都調布市仙川町１丁目28―12―103
債務者　小美田隆博
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９７０号
東京都八王子市寺田町763―６―102
債務者　水越　鎌足
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９７３号
東京都日野市南平８丁目６―18―201
債務者　宮本　政子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部